

債 券 内 容 説 明 書

令和 6 年 6 月 7 日 現在

第 70 回

独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)

証券情報の部



WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

独立行政法人福祉医療機構



1. 本債券内容説明書「証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 70 回 独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）（以下「機構法」という。）第 17 条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人福祉医療機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された債券内容説明書「発行者情報の部 令和 4 年度決算」（以下「説明書発行者情報の部」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。説明書発行者情報の部には、当機構の経理状況、その他事業の内容に関する重要な事項を令和 5 年 12 月 1 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、説明書発行者情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）（以下「金融商品取引法」という。）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。

本説明書証券情報の部及び説明書発行者情報の部は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業内容について既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、当機構の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定されている監査証明は受けておりませんが、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 39 条により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることになっております。

なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧ください。
5. 当機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）、その他の当機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、独立行政法人福祉医療機構業務方法書及び独立行政法人福祉医療機構会計規程に準拠して作成されます。

また、当機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条により、当機構の成立の時ににおいて解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階

電話番号 03(3438)0212

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1. 新規発行債券	2
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託.....	5
3. 本債券の発行により調達する資金の使途.....	5
 第二部 参照情報	7
1. 参照書類	8
2. 参照書類の補完情報	8
3. 参照書類を縦覧に供している場所	28